

【訪問介護・訪問介護予防】利用者に同居家族がいる場合の生活援助について

越生町役場 健康福祉課 高齢者介護担当

訪問介護サービスにおける生活援助は、その同居家族が対応することが基本となるため、原則は介護保険の給付対象とはなりません。しかし、利用者が1人暮らしであるか又は同居の家族若しくは親族（以下「家族等」という。）が、障がい・疾病その他やむを得ない理由により家事を行うことが困難な場合は、例外的に算定が認められます。

【同居の定義】

- ・ 同一家屋であること
- ・ 玄関、居室、台所、浴室等が独立でないこと
- ・ 玄関、居室、台所、浴室等が独立していても室内階段、室内扉でつながっていること

【家族等が障がい・疾病等の理由により家事を行うことが困難な場合】

・ 具体的な障がいの状況や疾病名を明記して、それによりどのような家事ができないか明らかにする。

【その他やむを得ない事情】

具体例：同居の家族等が、要介護認定を受けていて、利用者に関する家事が困難な状況。

： 本人が認知症であり、ひとりで食事の用意ができず、家族が不在な時間に食事の配膳が必要な場合。

： 介護放棄・虐待等、家族間関係が極めて深刻な問題があり、援助ができない。

・ 単に遠慮があつて頼みにくい、家族等が仕事、日中独居という理由では該当しません。家族等が不在の時間に、「なぜその援助が必要か。その援助がないと、どのような支障が生じるか」など具体的に明記してください。

【確認票作成の際の留意事項】

・ 同居の家族等がいる方について生活援助を算定する際は、アセスメントにより下記の内容を明確にし、居宅（介護予防）サービス計画及び訪問介護サービス計画に位置付け、サービス担当者会議でサービスの必要性について最終的な判断をした上で、必要に応じて確認票を作成、提出して下さい。

- なぜ同居の家族等が家事を行うことが困難なのか
- 日常生活全般の解決すべき課題かどうか
- 生活援助の課題を解決するのに必要な内容・時間・回数となっているか
- 代替サービスがあるか否か

【提出書類】

- 同居家族等がいる場合の生活援助に関する確認票
- 居宅サービス計画書【第1・2・3表】又は介護予防サービス・支援計画表（写）
- サービス担当者会議の要点【第4表】（写）
- 利用者の状況がわかるもの（アセスメントシートなど）（写）

・同居家族全員が要介護・要支援・事業対象者の認定を受けている場合は、確認票の提出は必要ありません。

・援助内容に変更があった場合、要介護（要支援）認定の更新又は区分変更によりケアプランを見直す場合には、再度確認票の提出をお願いします。

お問い合わせ先

越生町役場 健康福祉課 高齢者介護担当

電話049-292-3121